

2018年度①

# 商 法

(全 2 ページ)

## 注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

## 商 法①

I 約束手形法における物的抗弁と人的抗弁の概念区別について説明しなさい。(150字以内) (20点)

II 次の問題〔1〕と〔2〕につき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を示すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(計80点)

〔1〕 京都市に本店を置く甲株式会社（以下、「甲社」）は、和菓子の製造・販売を業としており、会社法上の公開会社でも大企業でもないが、取締役会を設置している。甲社の取締役としては、代表取締役社長Aと常務取締役B、取締役Cの3名が在任しており、BはAの長女であるとともに、CはAの妻である。なお、Cは、Aと不仲であり長らくAやBと別居しているとともに、甲社の取締役報酬は全く受け取っておらず、また、取締役会にも全く出席していない。甲社は、老舗の和菓子屋としてその暖簾を長らく守ってきたが、ここ数年、創意工夫を怠ったことから、その業績は急低下している。平成24年度から平成28年度にかけて赤字決算が続き、平成27年度決算（決算期末は毎年3月末）では、いよいよ債務超過の状態に陥り、平成28年度決算ではその債務超過額は拡大した。乙株式会社（以下、「乙社」）は、甲社に長年にわたって継続的に和菓子の原材料を納入してきた。平成27年ころからは、甲社の経営が傾いていることに気付いていたが、長年の付き合いもあり原材料の納入を続けていた。甲社は、信用金庫からの借入資金をもとに約束手形によって乙社への支払を行ってきたが、いよいよ平成29年3月には、信用金庫から新規融資を断られ、資金繰りに窮することになった。同年3月、甲社の経理を担当するBは、Aと相談し、乙社との取引を継続するために無登録の金融業者から高金利の借入を行った。その時点でAとBは、近々、甲社の経営が行き詰まることは避けがたいとの認識を持っていた。同年3月から9月にかけて、甲社は乙社から継続的に原材料を仕入れた。同年9月、甲社は、約束手形の不渡処分に処せられ事実上倒産するとともに、破産を申し立てた。その結果、乙社の甲社に対する未回収代金は元本300万円となった。

以上の事実関係を前提に、同年10月、乙社（原告）は、会社法429条1項に基づき、A・B・Cを被告として、300万円を連帯して支払うよう求めて提訴した。この請求が認容されるかにつき、同条同項の各要件に当てはめつつ、検討しなさい。(40点)

〔2〕 大阪市に本店を置くX株式会社（以下、「X社」）は、工作機械の製造・販売と不動産賃貸業をその事業内容とする会社法上の公開会社であるが、大手会社ではない。X社は、監査役設置会社である。X社の総資産のうち、不動産賃貸部門の帳簿価格の割合は、25 %を占めていた。平成29年5月10日、X社は取締役会を開催し、その不動産賃貸事業（以下、「本件不動産事業」）を、不動産専業会社であるY株式会社（以下、「Y社」）に一括譲渡すること（以下、「本事業譲渡」）を承認した。同日、Y社の取締役会も、本件不動産事業のX社からの譲受につき承認した。同日、X社とY社は、本事業譲渡契約を締結したが、その内容は、本事業に関する土地建物在庫のほか従事する従業員、取引先関係や顧客を一括して譲渡し、その対価として、Y社がX社に金銭1億円を3年分割で支払うというものである。同年6月、土地建物在庫等の不動産はX社からY社に譲渡され、Y社はX社に1年分の対価を支払った。ところが、本事業に従事する従業員につき移籍の同意が全くとれず、従業員の移籍は実際にはなされなかった。

以上の事実関係を前提に、同年7月、X社は、本事業譲渡の無効の確認を求めて提訴した。この訴えが認められるかにつき、検討しなさい。（40点）